

# 重要事項説明書

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

居宅サービス提供開始にあたり、指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準に基づいて、利用者にこの文書を交付して、説明することは、事業者の義務として法令上規定されております。

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 うねび会
法人所在地	奈良県橿原市北越智町322番地
代表者氏名	理事長 酒井 宏和
電話番号	0120-508-085
ファクシミリ番号	0744-28-6556
ホームページ	<a href="http://www.porepore.co.jp/">http://www.porepore.co.jp/</a>

## 2 ご利用サービス

(短期入所生活介護)

施設の名称	ぼれぼれケアセンター白樺
施設の所在地	奈良県橿原市北越智町322番地
事業所開設日、指定番号	平成24年5月1日 No.2970501694
利用定員	10床
管理者名	黒澤 珠代
電話番号	0120-508-085
ファクシミリ番号	0744-28-6556

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るように支援する事を目的とする。
施設運営の方針	① 「尽道楽生」～ゆっくり、楽しく、ご一緒に～の理念のもと、「笑い」と「穏やかな生活」を常に求め、一人一人の尊厳を大切にします。 ② 家庭的な環境のもとで、日常生活上のお世話及び生活リハビリテーションを行い、その有する能力に応じて自立した日常生活を毎日楽しく営む事が出来るように援助を行います。 ③ 健康維持の為に健康管理に努め、協力医療機関との連携を密にします。 ④ 自然とのふれあいを大切にします。 ⑤ 市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービス連携に努めます。

## 4 施設の概要

4-1 ぼれぼれケアセンター白樫

敷地	面積	2,795.68㎡(845.69坪)
建物	構造	鉄筋コンクリート造り4階建
	延べ床面積	2,743.77㎡(829.96坪)
	利用定員	10名
交通の便		近鉄橿原線『橿原神宮前 駅』下車徒歩約15分

4-2 設備

共用設備	エレベーター、足湯、庭園、医務室、厨房、便所、宿直室、事務室、介護浴室、スタッフルーム		
利用定員	1ユニット 全室個室 10人		
1ユニット	リビング		アイランド型キッチン 1
	浴室		リフト付浴室 1
	サニタリールーム		洗濯機、汚物流し
	居室	特別室S (2室)	標準設備の他、角部屋で出窓も含めて窓が2カ所あり、タモ合板のワードローブ、チェストと高齢者に優しいベッドを設置、床はタイルカーペットになっています。
特別室A (3室)		標準設備の他、日当たりの良い南側の居室で、専用のチェストを設置、床はタイルカーペットになっています。	
普通室B (5室)		(標準設備) トイレ、洗面化粧台、TV端子、ナースコール、エアコン、TEL端子、ベッド、ワイドロープ、サイドテーブル	

5 職員体制（主たる職員）

従業員の職種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			医師 社会福祉士 介護支援専門員 介護福祉士 介護職員基礎研修ヘルパー2級 看護師 准看護師 管理栄養士
生活相談員	1		1			
介護職員 (内:エッセリアダー)	9 (1)	5 (1)	1	1	1	
看護職員	1		1			
機能訓練指導員	1		1			
栄養士	1		1			

職員の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1名

管理者は、本事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、法令等におい

て規定されている地域密着型介護老人福祉施設の実施に関し、本事業所の従事者に対し遵守すべき事項について、指揮命令を行う。

- (2) 介護職員 5名  
介護職員は、利用者に対し必要な介護、世話及び支援を行う。
- (3) 看護職員 1名  
利用者の看護、保健衛生の業務を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1名  
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (5) 生活相談員 1名  
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (6) 医師 1名  
利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

## 6 当事業所が提供するサービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者様の嚥下状態、摂取状態に合わせた食事形態を提供します。</li> </ul>
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士による献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・毎月7～8回は楽しい行事食を提供します。</li> <li>・食器は原則陶器を使用します。</li> <li>・ご希望により、毎日朝食時にパンとご飯の選択ができます。</li> <li>・嗜好調査を行い、個人を尊重した食事の提供に努めます。</li> <li>・管理栄養士を配置し、栄養マネジメントを行います。</li> <li>・糖尿病食等、療養食も提供できます（医師の指示要）</li> <li>（食事時間） 朝食／8：00～ 昼食／12：00～ 夕食／18：00～ おやつ／15：00</li> <li>・体調・気分に応じ、食事場所、時間の変更も可能です。</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> <li>・オムツを必要とされる利用者には、個々の障害に合った物を選びます。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて最低週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>・各ユニットにリフト浴を用意しています。</li> <li>・利用者の状況に応じて、毎日入浴可能です。</li> </ul>
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> <li>・毎食後、口腔ケアに努めます。</li> <li>・シーツ交換は、随時実施します。</li> <li>・褥瘡防止の為の適切な介護体制を整えています。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員（理学療法士、看護職員）による利用者の希望、必要に応じ状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。隣接する史跡新沢千塚古墳群公園の散策を楽しんでいただく機会を作ります。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、看護師が、適時健康管理に努めます。</li> <li>医師により、定期的に診察日を設けて健康管理に努めます</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に引継ぎます。</li> <li>・利用者が希望される外部の医療機関に通院、入院する場合は、ご家族にて付き添いをお願いします。</li> <li>・感染症、食中毒の発生、蔓延防止の指導・対策体制を整えています。</li> </ul>
相談及び援助	当施設は、利用者およびそのご家族からの相談についても、可能な限り援助を行うよう努めます。相談窓口は生活相談員です。
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、「ゆっくり、楽しく、一緒に」をモットーに、地域との連携を図りながら運営いたします。役所の手続き、郵便の受け取りなどの便宜を図ります。
その他の援助	・身体的拘束その他行動を制限、抑制する行為は行いません。（但し利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く）
送迎	通常の実業の実施地域において、必要に応じ、ご契約者のお住まいと当事業所との間の送迎を行います。 通常の実業の実施地域 檀原市、大和高田市、葛城市、御所市、高取町、明日香村、桜井市

## 7 利用料

### (1) 介護保険給付対象サービス費

※ 介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合相当が自己負担額になります。

区 分	要介護度	単位数 (1割負担)
	要支援 1	5 2 9
	要支援 2	6 5 6
	要介護 1	7 0 4
	要介護 2	7 7 2
	要介護 3	8 4 7
	要介護 4	9 1 8
	要介護 5	9 8 7

※ 上記利用料に地域加算 (1, 0 1 7 / 1, 0 0 0) を乗じます。

※ 介護保険サービス費に加えて、ご利用される方の様態、状況に応じて下記の加算が掛かる場合があります。

加 算 名	単位数 (1割負担)	備 考
看護体制加算 (I)	4 / 日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
送迎加算	1 8 4 / 片道	心身の状況に応じて個別の送迎を実施します。
療養食加算	2 4 / 日	医師の指示により、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合に加算
介護職員等処遇改善加算 I (ロ)		介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する。

	所定単位数 × 0.176/月	加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定しており、処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に左記の加算率を乗じる。 生産性向上推進体制加算を取得していること。
看取り連携体制加算	64/日	看護体制加算（Ⅰ）または（Ⅲ）を算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保していること。 看取り期における対応方針を定め利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18/日	指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること

※ 特定入所者介護サービス費（補足給付）の制度

市町村民税世帯非課税の方等は補足給付制度が適用されます。

※ 高額介護サービス費の制度

月に利用したサービスの、利用者負担割合の合計額が利用者負担の上限を超えたときには、「高額介護サービス費」として払い戻し手続きがあります。施設に入所されている方は、この高額介護サービス費の受け取りを施設に委任することにより、負担上限額のみを施設に支払うことができます。

※ 連続して31日～60日同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合は、長期利用者減算を適用し、連続して61日以上同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合は、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数とします。

※ 上記自己負担金に地域加算（1,017/1,000）を乗じます。

（2）介護保険給付対象外サービス費

区 分	利 用 料	ご希望
居 住 費 (個 室) (水道光熱費)	4,000円/日 (普通室B、第4段階) 1,370円/日 (第3段階①②の利用者) 880円/日 (第2段階の利用者) 880円/日 (第1段階の利用者)	
食 事	・食事サービス 朝：400円/食 昼：750円/食 夕：850円/食 2,000円/日 (第4段階以上の利用者) 1,300円/日 (第3段階②の利用者) 1,000円/日 (第3段階①の利用者) 600円/日 (第2段階の利用者) 300円/日 (第1段階の利用者) ・おやつ代 (150円/日)	
日常生活品費	・実費	
理美容サービス	・実費	

地域外送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の送迎の実施地域以外の方はご相談下さい。</li> <li>0. 5時間 900円</li> <li>1. 0時間 1, 800円</li> </ul>	
レクリエーション及びクラブ活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>実費</li> </ul>	
外注クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>実費</li> </ul>	
外出同行	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出の同行 (1, 800円/時間) や車輛に要する費用</li> </ul>	
日常生活品の買い物代行サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>1回: 550円</li> </ul>	
特別な電化製品の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>TV、電気毛布、電子レンジ等一品につき50円/日</li> </ul>	
財産、預貯金管理等手続き代行業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本サービス料 月間 5, 000円 (預貯金管理、施設の金庫使用管理)</li> </ul>	
物品購入代行手数料 (施設と取引のある指定業者からの物品購入にかかる手数料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品購入代金の15%</li> </ul>	
その他本人に負担いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>売店喫茶利用代金、居酒屋利用代金、日常生活品の購入代金 等</li> </ul>	

### (3) キャンセル料

ご利用予定日の前日17時以降から当日にかけてのキャンセルの場合	1, 550円
---------------------------------	---------

※やむを得ない事情を除き、原則として適用されますが、体調不良や急な入院等、特別な事情がある場合には、ご相談ください。

## 8 協力医療機関

みなみ医院 (嘱託医)	檀原市見瀬町11-1
	0744-27-1115
笠原内科医院	檀原市白檀町2-31-12
	0744-27-0083
平成記念病院	檀原市四条町827
	0744-29-3300
せいじ歯科医院	檀原市西池尻町340-3
	0744-28-5817
平尾病院	檀原市兵部町6-28
	0744-24-4700
中井記念病院	大和高田市根成柿151-1
	0745-21-1100

## 9 苦情等申立

当施設苦情相談	苦情解決責任者 施設長 日下 哲也
	窓口担当者 ユニットリーダー
	ご利用時間 毎日午前8時30分～午後5時30分
	連絡先 0120-508-085

苦情受付箱（玄関に設置）

## 10 相談・苦情申立

機関の名称	橿原市 福祉部 長寿介護課
所在地	橿原市内膳町1-1-60
電話番号	0744-22-8108

機関の名称	奈良県国民健康保険団体連合会
所在地	橿原市大久保町302番1
電話番号	0744-29-8311

機関の名称	奈良県運営適正化委員会
所在地	橿原市大久保町320-11
電話番号	0744-29-1212

## 11 相談・苦情申立の第三者委員

氏名	阪本 清三
所在地	奈良県橿原市白橿町6丁目18-2
電話番号	0744-27-5993

氏名	廣野 隆信
所在地	奈良県大和郡山市九条町310-1
電話番号	0743-55-0600

## 12 緊急時等における対応方法

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

## 13 非常、災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ぼれぼれケアセンター白橿消防計画」にのっとり、対応を行います。			
近隣との協力関係	橿原消防署第7分団について、非常時の相互の応援をお願いしています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「ぼれぼれケアセンター白橿消防計画」にのっとり年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	個所	
	スプリンクラー	あり	防火壁	5個所
	非常階段	2個所	屋内消火栓	5個所
防火管理者	自動火災報知器	あり	火災通報装置	4個所
	誘導灯	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
防火管理者	消防計画について消防署への届出を行っています。			

防火管理者： 恵 弘樹

#### 1 4 事故発生時の対応

事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- ・事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された指針の整備。
- ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。
- ・事故発生防止委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
- ・施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- ・施設は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

#### 1 5 虐待の防止について

本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行うとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

#### 1 6 業務継続計画の策定等

本事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (2) 本事業所は、定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 1 7 ご利用中に起こりうるリスクについて

当施設ではご利用者が快適な生活を送られますように、安全な環境づくりに努めておりますが、ご利用者の身体状況や病気にともなう様々な症状が原因となり、下記の危険性があることを十分にご理解ください。

《高齢者の特徴に関して》	<ul style="list-style-type: none"><li>□利用当初は、環境の変化による戸惑いなどから、不安や混乱から、想定外の行動をとられる場合があります。</li><li>□ 歩行時の転倒、ベッドや車いす、椅子、便座からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷等の恐れがあります。</li><li>□ 当施設では、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。</li><li>□ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。</li><li>□ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。</li></ul>
--------------	---

	<p><input type="checkbox"/> 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血ができやすい状態にあります。</p> <p><input type="checkbox"/> 加齢や認知症の進行により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患等から急変・急死される場合もあります。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の全身状態が急に悪化した場合、当施設の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時、医師から治療についての方針や同意を求められた場合においては、家族に代わり対応する事は不可であり、必ず家族の判断を要し、家族の対応が必須条件となります。</p> <p>これらのことは、ご自宅でも起こり得ることですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>
--	---

### 18 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間は9時～21時までですが、ご連絡いただければ面会時間外でも面会できます。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には外泊、外出届を提出してください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	入所以前のかかりつけ医療機関への受診等の希望があればご家族同行にて受診していただいて結構です。但し、依頼があれば有料にて同行します。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は食堂など決められた場所にて楽しく健康に留意の上飲酒していただいて結構です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	居室での所持品は、自己責任にて管理していただきます。衣替えや布団の入れ替えで不要の荷物はご家族の方で管理して下さい。
現金等の管理	利用者本人の手持ち金は、自己の責任にて管理していただきます。但し、希望者には、現金や預金の管理並びに支払い業務等の代行書類の管理を有料にて行います。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	個人でのペットの飼育はお断りします。

### 19 第三者評価の実施状況

実施の有無	有
直近の実施年月日	令和6年11月12日
実施した評価機関の名称	BSI グループジャパン株式会社
評価結果の開示状況	開示あり

